

2005年9月15日  
(平成17年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 横尾裕夫

法令（農業委員会等に関する法律等）により、その権限に属させた事項に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について（答申）

2005年9月2日付けで諮問（第150号）された法令（農業委員会等に関する法律等）により、その権限に属させた事項に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による本人に通知しないことについては、3審議会の判断理由(2)に述べた理由により認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、個人情報を目的外に利用させる必要性及び本人に通知しないことの合理的理由は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

市内農業従事者へのアンケート調査の実施に伴い、農業水産課から農地基本台帳に登載された非生産班員の住所及び氏名について、管理情報目的外利用承諾依頼書により目的外利用の依頼がなされた。

### (2) 目的外に個人情報を利用させる必要性について

農業水産課が実施するアンケート調査は、市内農業従事者の現状と意向を把握し、今後の都市農業の振興施策に反映することを目的としており、農業

振興という共通的目的での利用であり、また非生産班員の情報は農業水産課では把握しておらず、他に情報を取得する方法がないことから目的外に利用させる必要性がある。

(3) 目的外に利用させる個人情報

農業委員会が管理する農地基本台帳登載の非生産班員の氏名及び住所

(4) 個人情報を提供する方法

農業委員会が非生産班員の氏名、住所リストを作成し紙ベースで農業水産課に提供する。

(5) 本人通知を省略する合理的理由について

本業務は、市内農業従事者へアンケート調査を実施し、農業従事者の現状と意向を把握し今後の都市農業の振興施策に反映することを目的とするもので、農業委員会と共通的な利用目的であり利害対立するものではなく、本人への不利益とはならないことから、目的外に利用させることについて本人通知を省略したいが、自己情報のコントロール権を保障する必要から農業水産課が何らかの方法で本人に利用目的及び情報の提供先を明示することを条件として管理情報の目的外利用について承諾をしたい。

(6) 実施時期

2005年9月15日以降

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(2)の判断をするものである。

(1) 目的外利用させる必要性について

市内農業従事者の現状と意向を把握し、今後の都市農業施策に反映することを目的とするアンケート調査を実施するに際し、農業水産課が非生産班員の情報を保有しておらず、農業委員会が管理する農地基本台帳から取得する以外に方法がないことから、目的外に利用させる必要性は認められる。

(2) 目的外利用させることに伴う本人へ通知しないことの合理的理由について

通知をしないことが本人の不利益となるものではないとの実施機関の説明であるが、条例の原則に照らし本人への通知を省略する合理的理由に乏しいものと思料する。しかし、自己情報のコントロール権を保障する必要から、農業水産課が何らかの方法で本人へ通知することを条件に承認するものである。

以 上

